

京都市告示第 3 3 8号

児童福祉法（以下「法」という。）第 2 4 条の 3 7 の規定により、次のとおり法第 2 4 条の 2 6 に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和元年 9 月 2 0 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人くじら雲（理事長 片桐 直哉）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市北区紫野中柏野町 1 6 番地 9

3 事業所の名称

障害児相談支援事業所くじら雲

4 事業所の所在地

京都市北区紫野下柏野町 5 9 - 1 3

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和元年 8 月 1 日

7 事業所番号

2 6 7 0 1 0 0 2 2 7

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）